平成２７年（フ）第４３２号
福岡県糟屋郡志免町別府１丁目21番11号１号室
債務者　稲永　　孝
1　決定年月日時　平成27年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４３６号
福岡市南区井尻２丁目28番19―205号
債務者　井口美一郎
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４４０号
福岡市南区曰佐４丁目８番９―203号
債務者　内海　哲典
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４４４号
福岡市西区今宿３丁目11番６―102号、前住所福岡市西区大字飯氏988番地１
債務者　阿部　真由（旧姓伊藤・徳永）
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４６０号
福岡市東区奈多１丁目12番40―403号
債務者　廣田　信也
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４６５号
福岡市南区鶴田２丁目２番69―101号
債務者　伊香賀美代子
1　決定年月日時　平成27年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４７３号
福岡市南区向野２丁目10番32―505号
債務者　橋本　義人
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４７６号
福岡県太宰府市五条３丁目８番１号
債務者　矢次　宜朗
1　決定年月日時　平成27年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４７７号
福岡市中央区小笹４丁目４番14号
債務者　大曲　修司
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４８１号
福岡県福津市星ヶ丘16番23号　星ヶ丘団地82号
債務者　池田真由美
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４８４号
福岡市西区下山門２丁目20番19―201号
債務者　三好　　章
1　決定年月日時　平成27年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４９８号
福岡市博多区美野島３―20―10　サンリバー美野島508、住民票上の住所福岡市中央区春吉２丁目９番８号
債務者　吉村　敬介
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５０２号
福岡市博多区美野島３丁目20番10―117号
債務者　古賀　賢哉
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９０号
鹿児島県鹿児島市清和２丁目16番11号　平和荘201号
債務者　辻　　一己
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１７号
鹿児島県奄美市住用町大字市48番地
債務者　用　　昭人
1　決定年月日時　平成27年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで　鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２７年（フ）第６４号
宮城県黒川郡大郷町粕川字後沢田畑33番地
債務者　千葉ちか子
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１７４号
仙台市青葉区宮町１丁目１番12―５号　リブレ花京院202
債務者　阿部　高宏
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１９５号
仙台市宮城野区高砂１丁目14番地の１　第３グランドールミウラＳ―102
債務者　今野智恵子
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係